

## 29年度の市臨時職員の登録者を募集中

市は、平成29年度臨時職員の登録者を募集しています。

### ■募集職種と主な業務

- ▶ 事務補助員＝事務全般(補助的なもの)
- ▶ 労務作業員＝用務員、清掃員、運転手など
- ▶ 牧野看視人＝市営牧野の看視、管理など
- ▶ 保育士＝保育所での保育業務
- ▶ 保育補助員＝保育所での保育補助業務
- ▶ 調理補助兼用務員補助員＝保育所での調理補助および用務員補助業務
- ▶ 除雪作業運転手＝除雪車両運転および付随業務
- ▶ 看護師＝西根病院での看護業務
- ▶ 看護補助員＝西根病院での看護補助業務
- ▶ 病院窓口事務等補助員＝西根病院での外来補助業務

■応募資格 29年4月1日現在、18歳以上で健康な人。なお、次に示す資格・経験のある人は、優遇の対象になります。ただし、保育士、除雪作業運転手、看護師については、有資格者のみ募集し

ます。

- ▶ 労務作業員＝普通自動車免許
- ▶ 牧野看視人＝大型特殊免許、家畜人工授精師
- ▶ 保育士＝保育士免許・幼稚園教諭免許【必須】
- ▶ 保育補助員＝保育士免許・幼稚園教諭免許
- ▶ 調理補助員兼用務員補助員＝調理師免許
- ▶ 除雪作業運転手＝大型特殊免許、車両系建設機械技能講習修了【必須】
- ▶ 看護師＝看護師(准看護師)免許【必須】
- ▶ 看護補助員＝看護補助業務経験者
- ▶ 病院窓口事務等補助員＝病院勤務経験者

■雇用期間・形態 臨時職員6カ月以内。勤務日、勤務時間などは職種によって異なります。

■応募方法 市役所本庁2階総務課、各総合支所で配付する履歴書に必要事項を記入して、総務課へ提出してください(郵送可)。

■申込期限 1月31日(火) ※当日消印有効

■問い合わせ先 市役所総務課行政係(☎・内線1234)

## 市立小・中学校入学前に支給する 就学援助制度の申請受け付けます

市教育委員会は、29年4月に市立小・中学校に入学予定の子どもがいる世帯で、就学援助の対象となる保護者に、新入学学用品費(ランドセル・制服など入学に必要なものを購入する費用)を入学前に支給します。なお、今回申請をしない場合でも、入学後に申請し、認定となった場合は、7月頃に同額を支給します。

■援助対象者 次のいずれかの項目に該当する世帯で、29年1月現在、市内に住所を有し、4月から市立小・中学校に入学予定の子どもの保護者

- ①今年度中に、生活保護が停止または廃止された
- ②市町村民税非課税、または減免を受けている
- ③固定資産税の減免を受けている
- ④国民年金の保険料の減免を受けている
- ⑤国民健康保険税の減免または納税の猶予を受けている
- ⑥児童扶養手当の支給を受けている
- ⑦経済的に困窮しており、就学に支障がある



■支給額(1人につき) ▶小学校入学予定者20,470円▶中学校入学予定者23,550円

■支給時期 3月上旬頃を予定

■必要書類 ▶就学援助申請書▶口座振込依頼書

■申し込み方法 市教育委員会事務局教育総務課窓口(☎)に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、同課に提出してください。なお、中学校入学予定者は、現在通っている小学校へ提出することもできます。

■申込期限 1月31日(火)

■問い合わせ先 市教育委員会事務局教育総務課学事係(☎・内線1366)

表2 29年度市・県民税(国民健康保険税)申告受付の日程

受付場所	多目的ホール棟(市役所本庁舎隣)多目的ルーム		田山スポーツ交流館(2月10日から17日まで) 安代総合支所1階打合室(2月20日から3月7日まで)	
	午前9時~11時	午後1時~3時	午前9時~11時	午後1時~3時
2月8日(水)	金沢・温泉郷	安比高原・畑・柏台		
9日(木)	五百森	渋川・渋川開拓・白屋		
10日(金)	駅前一区・駅前二区	上町・仲町	愛の山・新興矢神	日瀬通
12日(日)	指定日に来られない人			
13日(月)	下町二区	下町一区	苗石田	兄川
14日(火)	松川・雇用促進	下町三区	田山下	館市
15日(水)	山子沢・大石平・中関	山後・岡村	田山上	栗木田・杉沢・平長
16日(木)	北村	両沼	折壁	兄畑
17日(金)	北寄木	上寄木・刈屋	石名坂	
20日(月)	中郡・鹿野	立石	畑2区(扇畑)	畑2区(松木田・小屋畑)
21日(火)	寄木新田	関口	畑1区(赤坂田)	畑1区(星沢・黒沢・寄木)
22日(水)	中村・間羽松	館腰	細野	豊畑
23日(木)	町組・薬師	高宮		浅沢第1
24日(金)	上平笠・中平笠	下平笠・南平笠		浅沢第2
26日(日)	指定日に来られない人			
27日(月)	谷地中・上村・大花森・前森	湯沢	曲田横間	
28日(火)	森子・山道	田中・向村・中沢	五日市3区	五日市4区
3月1日(水)	東・大久保・共新	小福田・大泉・駅前	五日市2区	五日市1区
2日(木)	松久保・山崎・堀切	わし森・桜沢・笹目	荒屋	
3日(金)	中松尾・落合	時森・小屋の沢	秋葉	
6日(月)	寺田・帷子	寺田新田・野口	荒屋新町	
7日(火)	土沢・若谷地・川原目・上関	荒木田・館沢	新町中央	
8日(水)	指定日に来られない人			
9日(木)				
10日(金)				
13日(月)				
14日(火)				
15日(水)				

※ 表の斜線部分は、会場準備などのため、受け付けできません。指定日の申告にご協力をお願いします。  
※ 期間後半になるにつれ、大変混み合います。指定日に都合が悪い人や還付申告の人は、早めにお越しください。

**日曜日の申告受付を行います**

仕事などの都合で指定日時に会場で申告できない人のために、次の日程で申告受付を行います。  
なお、水曜日の夜間申告受付は行いませんので、ご注意ください。  
◆実施日 2月12日(日)、2月26日(日)  
◆受付時間 午前9時から11時、午後1時から3時まで  
◆場所 市役所多目的ホール棟 多目的ルーム

**盛岡税務署からのお知らせ**

盛岡税務署の平成28年分申告書作成会場が、次のとおり開設されます。  
所得税(譲渡所得を含む)、消費税、贈与税の申告が必要な人は、ご利用ください。  
■開設期間 2月16日(木)から3月15日(水)  
※ 2月19日(日)と2月26日(日)以外の土・日曜日、祝日は休み

■開設時間 午前9時から午後4時まで  
■場所 アイーナ(盛岡駅西口)  
※盛岡税務署には、申告書作成会場を設置していませんので、アイーナのご利用をお願いします。  
国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で、確定申告書(所得税・消費税・贈与税)、青色決算書、収支内訳書の作成ができます。また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用するとさらに便利です。  
■問い合わせ先 盛岡税務署(☎019-622-6141)

**申告受付は2月8日からです  
余裕を持ってご準備ください**

**税の申告はなぜ必要?**

市は、正確で公平な課税をするために、対象となる全ての人の所得状況を把握し、確定しなければなりません。未申告者は、国民健康保険税の軽減などが受けられず、所得証明書の発行もできません。さらに、所得を要件とする給付が受けられないなどの不利益が生じる場合があります。期限内に申告を済ませましょう。

**申告が必要な人**

平成29年1月1日現在、市内に住所または住居がある人は、全員申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する人は、申告の必要はありません。  
① 税務署に平成28年分の確定申告書を提出した人  
② 給与所得の年末調整が済んでいて、ほかに収入のない人  
③ 収入が公的年金のみで、受給額が148万円以下(65歳

2月8日から3月15日まで、市・県民税(国民健康保険税)の申告受付を行います。期間の後半は大変混み合います。できるだけ指定日に申告をお願いします。

未満の人は98万円以下)の収入が無く、家族の給与所得の年末調整や確定申告で扶養親族になっている人(市外)の親族に扶養されている人は申告が必要

**マイナンバーの記載が必要**

今回の申告から申告書にマイナンバーの記載が必要となります。申告の際は個人番号カード又は通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類を持参ください。

**申告に必要なもの**

申告には、下の表1に示す書類などが必要です。領収書は、事前に項目ごとにまとめて集計をしてきてください。事前に集計をしてこない場合は、申告受付できない場合があります。申告の日程は、左ページ表2のとおりです。指定日に都合が悪い場合は、書類をそろえて、なるべく期間の前半にお越しください。

**市で申告を受け付けることができない人とは?**

収入・所得のある人で、次に該当する人については、税務署で申告していただくことになりますので、ご注意ください(盛岡税務署での申告は左ページ下部を参照)。  
① 株式会社などに関係する収入がある人(配当、譲渡など)  
② 国や県、市町村の公共事業用に土地などを売った人で、その金額が100万円を超える人(土地などの取用の収入がある人)  
③ 住宅借入金等特別控除を新たに受ける人(初年度の人)  
これらの収入・所得は所得税に関わる内容であり、算定も複雑なため、受け付けできません。お手数をおかけしますが、ご了承ください。  
なお、青色申告、消費税、贈与税の申告についても、これまでと同様、受け付けできません。

表1 申告に必要なもの

必ず持ってくるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告者の認め印</li> <li>口座振替納税や口座振込による還付を希望する人は、本人の預金通帳などと通帳印</li> <li>申告書(税務署から確定申告書用紙が送付されている場合)</li> <li>マイナンバーカード</li> </ul> <p>※《マイナンバーカードをお持ちでない人》 マイナンバー通知カード、住民票の写しなど、マイナンバーの記載があるものと、本人確認書類【本人確認書類の種類】 1点で確認できるもの ⇒ 運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳など 2点で確認できるもの ⇒ 健康保険証、介護保険証、年金手帳など</p>	
所得区分ごとに必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与・年金所得がある人=源泉徴収票を全部(原本)</li> <li>事業所得の人=収入・経費が分かる書類</li> </ul> <p>※ 1月上旬に各世帯に配布した「市・県民税(国民健康保険税)の手引き」を参照</p>	
所得控除に必要な書類	生命・地震保険料控除	それぞれの控除証明書
	社会保険料控除	社会保険料(健康保険任意継続保険料・介護保険など)の納付証明書または領収書 国民年金保険料の控除証明書または領収書
	住宅借入金等特別控除 ※2年目以降のみ受け付け	住宅借入金年末残高証明書 源泉徴収票(給与所得がある人) 平成28年分住宅借入金等特別控除申告書
	医療費控除	病院などの領収書 高額療養費や医療費助成、保険金などの受け取り額の分かる書類
障害者控除	障害者手帳または障害者控除対象者認定書(健康福祉課から対象者へ1月中旬に郵送)	

※申告書、収支内訳書などは、1月下旬から市役所税務課、西根・安代両総合支所窓口へ備え付けます。